# 資 料 編

| 男 | 女 | 平  | 等  | 参 | 画  | 行 | 政 | 関  | 係 | 年 | 表 | • | •  | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 6 | 7 |
|---|---|----|----|---|----|---|---|----|---|---|---|---|----|---|---|----|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 男 | 女 | 共  | 同  | 参 | 画  | 社 | 会 | 基  | 本 | 法 | • | • | •  | • | • | •  | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 | 2 |
| 女 | 性 | 0) | 職  | 業 | 生  | 活 | に | お  | け | る | 活 | 躍 | 0) | 推 | 進 | に  | 関 | す | る | 法 | 律 | • | • | • | • | • | • | • | • | 7 | 6 |
| 配 | 偶 | 者  | カゝ | ò | 0) | 暴 | 力 | 0) | 防 | 止 | 及 | び | 被  | 害 | 者 | 0) | 保 | 護 | 等 | に | 関 | す | る | 法 | 律 | • | • | • | • | 8 | 3 |
| 北 | 海 | 渞  | 男  | 女 | 平  | 等 | 参 | 画  | 推 | 進 | 条 | 例 | •  | • | • | •  | • |   |   | • | • |   | • | • |   |   | • |   | • | 9 | 1 |

| - 66 - |  |
|--------|--|
|--------|--|

# 男女平等参画行政関係年表

|              | [     | 国際社会の動き                 |       | 国内の動き                      |       | 道内の動き                                   |
|--------------|-------|-------------------------|-------|----------------------------|-------|---|
| 昭和44         |       |                         |       |                            | 7月    | 「総務部青少年対策事務局」                           |
| (1969年)      |       |                         |       |                            |       | を「総務部青少年婦人対策事                           |
|              |       |                         |       |                            |       | 務局」に改組(婦人係を新設)                          |
| 昭和47         | 12月   | 1975年を国際婦人年とす           |       |                            |       |   |
| (1972年)      |       | ることを宣言                  |       | /3 / DDD7 /                |       |   |
| 昭和50         | 6月    | 国際婦人年世界会議(於外            |       | 婦人問題企画推進本部設置               |       |   |
| (1975年)      | c 🗆   | キシコシティ)開催<br>「世界行動計画」採択 | 9月    | 婦人問題企画推進会議設置               |       |   |
|              |       | 国連婦人の十年('76-'8          |       | 婦人問題担当室設置                  |       |   |
|              | 14/7  | 5)決定                    |       |                            |       |   |
| 昭和51         | 4月    | ILO婦人労働問題担当             | 4月    | 育児休業法施行(女子教員:看             |       |   |
| (1976年)      | - / 4 | 室設置                     | - / • | 護婦・保母を対象)                  |       |   |
|              |       |                         | 6月    | 民法の一部を改正する法律施              |       |   |
|              |       |                         |       | 行(離婚復氏制度)                  |       |   |
| 昭和52         |       |                         |       | 国内行動計画策定                   |       |   |
| (1977年)      |       |                         | 10月   | 国内行動計画前期重点目標決              |       |   |
|              |       |                         |       | 定                          |       |   |
| nn for       |       |                         |       | 国立婦人教育会館開館                 | 4 🗆   | 北海光祖(石利島)五体点                            |
| 昭和53 (1978年) |       |                         | 1月    | 国内行動計画第1回報告書発<br>表         | 4月    | 北海道婦人行動計画策定                             |
| 昭和54         | 11日   | 国連婦人の十年エスカッ             |       | 11                         |       |   |
| (1979年)      | 11/1  | プ地域政府間準備会議              |       |                            |       |   |
| (10.0 )      |       | (於ニューデリー)開催             |       |                            |       |   |
|              | 12月   | 女子差別撤廃条約採択              |       |                            |       |   |
| 昭和55         | 7月    | 国際婦人の十年中間年世             | 5月    | 国内行動計画第2回報告書発              | 4月    | 北海道婦人指導員配置(14支                          |
| (1980年)      |       | 界会議(於コペンハーゲン)開          |       | 表                          |       | 庁)                                      |
|              |       | 催                       | 6月    | 女子差別撤廃条約への署名決              |       |   |
|              | _ =   | 後半期行動プログラム採択            |       | 定                          |       |   |
| Π77.∓n.Γ.c   |       | 女子差別撤廃条約署名式             | 1 🗆   | 日外現が宣声家畑外の一切と              | 10 🗆  | 北海洋相上行動計画推准柏                            |
| 昭和56 (1981年) | 9月    | 女子差別撤廃条約発効              | 1月    | 民法及び家事審判法の一部を改正する法律施行(配偶者の | 10月   | 北                                       |
| (1901平)      |       |                         |       | 法定相続分の引き上げ)                |       | (昭和62年北海道女性の自立                          |
|              |       |                         | 5月    | 国内行動計画後期重点目標発              |       | プラン推進協議会に改称)                            |
|              |       |                         | 0 / 1 | 表                          |       | > > 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| 昭和58         |       |                         | 12月   | 婦人少年問題審議会婦人労働              | 10月   | 北海道婦人の十年中間年全                            |
| (1983年)      |       |                         |       | 部会「男女雇用平等法審議」中             |       | 道大会開催(於札幌市)                             |
|              |       |                         |       | 間報告                        |       |   |
| 昭和59         | 3月    | ナイロビ世界会議のため             | 3月    | 総理府「アジア太平洋地域婦              |       | 「北海道の婦人」発行                              |
| (1984年)      |       | のエスカップ地域政府間             |       | 人シンポジウム」開催                 | 5月    | 生活環境部道民運動推進本                            |
|              |       | 準備会議(於東京)開催             |       |                            | οΠ    | 部に青少年婦人局を設置<br>北海道婦人行動計画後期推             |
|              |       |                         |       |                            | 0月    | 北海坦州人们 期計画 俊 别推<br>進方策策定                |
| 昭和60         | 7月    | 国連婦人の十年ナイロビ             | 1月    | 国籍法及び戸籍法の一部を改              | 7月    | ナイロビ世界会議NGOフ                            |
| (1985年)      | . / 4 | 世界会議(於ナイロビ)開            | - /4  | 正する法律施行(国籍の父母              | . / 4 | オーラム参加                                  |
|              |       | 催                       |       | 両系主義等)                     | 8月    | 北海道婦人問題研究懇話会                            |
|              | 7月    | 婦人の地位向上のための             | 5月    | 男女雇用機会均等法成立                |       | (昭和44年設置)を北海道女                          |
|              |       | ナイロビ将来戦略採択              | 6月    | 労働基準法一部改正                  |       | 性会議に改組                                  |
|              |       |                         | 6月    | 女子差別撤廃条約批准                 | 10月   | 「女性さみっと2/2の世界へ」                         |
|              |       |                         |       |                            |       | 開催                                      |
|              |       |                         |       |                            |       |   |
|              |       |                         |       |                            |       |   |
|              |       |                         |       |                            |       |   |
|              |       |                         |       |                            |       |   |

|              | 国際社会の動き                       |     | 国内の動き                            |      | 道内の動き                  |
|--------------|-------------------------------|-----|----------------------------------|------|------------------------|
| 昭和61         |                               | 2月  | 婦人問題企画推進会議に替え                    |      | 2117 237 C             |
| (1986年)      |                               |     | 婦人問題企画推進有識者会議                    |      |                        |
|              |                               |     | 設置                               |      |                        |
|              |                               | 5月  | 男女雇用機会均等法施行                      |      |                        |
|              |                               | 10月 | 国民年金法等の一部を改正す                    |      |                        |
|              |                               |     | る法律施行(女性の年金権の                    |      |                        |
|              |                               |     | 確立)                              |      |                        |
| 昭和62         |                               | 5月  | 西暦2000年に向けての新国内                  | 3月   | 北海道女性会議「北海道女性          |
| (1987年)      |                               |     | 行動計画策定                           |      | の自立プラン」答申              |
|              |                               |     |                                  | 4月   | 北海道女性の自立プラン策<br>定      |
|              |                               |     |                                  | 11月  | 北海道婦人総合センター(仮          |
|              |                               |     |                                  | 11 🗆 | 称)建設構想策定               |
|              |                               |     |                                  | 11月  | 「女性さみっとセカンドステ<br>ージ」開催 |
| 昭和63         |                               |     |                                  | 4月   | 生活福祉部に青少年婦人室           |
| (1988年)      |                               |     |                                  |      | を設置                    |
|              |                               |     |                                  | 12月  | 審議会等への女性委員の登           |
|              |                               |     |                                  |      | 用目標率20%                |
| 平成元          | 12月 1994年を国際家族年とす             |     |                                  | 10月  | 「'89女性さみっと」開催          |
| (1989年)      | ることを採択                        | 0 1 | 「再展ののクケンカルーのヤマ                   |      |                        |
| 平成 2 (1990年) | 5月 ナイロビ将来戦略の実施<br>に関する第1回見直しと | 9月  | 「西暦2000年に向けての新国<br>内行動計画」の見直し方針決 |      |                        |
| (19904)      | 評価に伴う勧告及び結論                   |     | 定                                |      |                        |
|              | 採択                            |     | <u> </u>                         |      |                        |
| 平成3          | 5月 海外経済協力基金(OE                | 5月  | 育児休業法成立                          | 11月  | 北海道立女性プラザ開設            |
| (1991年)      | CD) 「開発と女性」配慮                 | 5月  | 西暦2000年に向けての新国内                  |      |                        |
|              | のための指針策定                      |     | 行動計画第1次改定                        |      |                        |
| 平成4          |                               |     | 育児休業法施行                          | 10月  | 「女性さみっと'92in北海道」       |
| (1992年)      |                               |     | 婦人問題担当大臣任命                       | 4 🗆  | 開催                     |
| 平成 5 (1993年) |                               | 1月  | 第1回婦人問題に関する全国<br>女性リーダー会議開催      | 4月   |                        |
| (1999年)      |                               | ⊿⊟  | 女性リーダー会議所催<br>中学校での家庭科の男女必修      | ⊿⊟   | 室に改称 北海道婦人指導員を北海道      |
|              |                               | ュ刀  | 実施                               | ュ刀   | 女性指導員に改称               |
|              |                               | 6月  | パートタイム労働法成立                      |      | >                      |
|              |                               |     | パートタイム労働法施行                      |      |                        |
| 平成 6         | 4月「開発と女性」に関する第                | 4月  | 高等学校での家庭科の男女必                    | 3月   | 「北海道の女性」発行             |
| (1994年)      | 2回アジア・太平洋大臣                   |     | 修実施                              |      |                        |
|              | 会議(於ジャカルタ)開催                  |     | 男女共同参画室設置                        |      |                        |
|              | 9月 国際人口開発会議(於力                |     | 男女共同参画審議会設置                      |      |                        |
| 平成 7         | イロ) 開催         9月 第4回世界女性会議―平 |     | 男女共同参画推進本部設置 育児休業法改正(介護休業制       | 6 ∃  | 青少年女性室を女性室に改           |
| (1995年)      | 等、開発、平和のための                   | ОД  | 度の法制化)                           | ОЛ   | 利 イタ 仕至 と 女 仕至 に 以 組   |
|              | 行動(於北京)開催                     |     | ~ ~   miles   G/                 | 8月   | 北海道女性会議を北海道男           |
|              | 「北京宣言及び行動綱領」                  |     |                                  |      | 女共同参画懇話会に改組            |
|              | 採択                            |     |                                  | 10月  | 北海道男女共同参画推進本           |
|              |                               |     |                                  |      | 部の設置                   |
| 平成8          |                               | 12月 | 男女共同参画2000年プラン策                  | 11月  |                        |
| (1996年)      |                               |     | 定                                |      | 「新しい行動計画策定に向け          |
|              |                               |     |                                  |      | ての提言」受理                |
|              |                               |     |                                  |      |                        |
|              |                               |     |                                  |      |                        |
|              |                               |     |                                  |      |                        |
|              |                               |     |                                  |      |                        |
|              |                               |     |                                  | 1    |                        |

|           | 国際社会の動き          |       | 国内の動き                        |       | 道内の動き              |
|-----------|------------------|-------|------------------------------|-------|--------------------|
| 平成 9      |                  | 6月    | 男女雇用機会均等法改正                  | 3月    | 北海道男女共同参画プラン       |
| (1997年)   |                  |       |                              |       | 策定                 |
|           |                  |       |                              | 4月    | 北海道女性指導員を北海道       |
|           |                  |       |                              |       | 男女共同参画推進員に改称       |
|           |                  |       |                              |       | 環境生活部に女性室を設置       |
|           |                  |       |                              | 11月   | 「女性に関する意識調査」発      |
| 平成10      |                  | 11 🗄  | 男女共同参画審議会「男女共                | ΩВ    | 行<br>「北海道国際 女性フォーラ |
| (1998年)   |                  | 11/7  | 同参画社会基本法について                 | 371   | ム」開催               |
| (1000   ) |                  |       | 答申                           |       | 1 htt ltr          |
| 平成11      |                  | 6月    | 男女共同参画社会基本法施行                | 3月    | 「北海道の女性」発行         |
| (1999年)   |                  | 7月    | 食料・農業・農村基本法公布、               |       |                    |
|           |                  |       | 施行                           |       |                    |
| 平成12      | 6月 国連特別総会女性2000年 | 9月    | 男女共同参画審議会「男女共                | 11月   |                    |
| (2000年)   | 会議(於ニューヨーク)開催    |       | 同参画基本計画策定に当たっ                |       | 「男女平等参画に関する条例      |
|           |                  | 10日   | ての基本的な考え方」答申<br>男女共同参画基本計画策定 |       | の制定に向けて」意見書        |
| 平成13      |                  |       | 为                            | 1 🛭   | 「女性に対する暴力」実態調      |
| (2001年)   |                  | 17    | 男女共同参画会議設置                   | 17    | 在報告書発行             |
| (2001   ) |                  | 7 月   | 閣議決定「仕事と子育ての両                | 4 目   | 北海道男女平等参画推進条       |
|           |                  | 1 / 3 | 立支援策の方針について                  | 1/1   | 例施行                |
|           |                  | 10月   | 配偶者暴力防止法施行                   | 4月    | 女性室を男女平等参画推進       |
|           |                  |       | 育児・介護休業法一部改正                 | 1/1   | 室に改組               |
|           |                  | 11/1  | 1771 万极开水区 神多亚               |       | 北海道男女共同参画推進本       |
|           |                  |       |                              |       | 部を北海道男女平等参画推       |
|           |                  |       |                              |       | 進本部に改組             |
|           |                  |       |                              |       | 北海道男女共同参画推進員       |
|           |                  |       |                              |       | を北海道男女平等参画推進       |
|           |                  |       |                              |       | 員に改称               |
|           |                  |       |                              | 7月    | 北海道男女平等参画審議会       |
|           |                  |       |                              | . , , | 設置                 |
|           |                  |       |                              | 10月   | 北海道男女平等参画苦情処       |
|           |                  |       |                              |       | 理委員設置              |
| 平成14      |                  | 2月    | アフガニスタンの女性支援に                | 3月    | 北海道男女平等参画基本計       |
| (2002年)   |                  |       | 関する懇談会開催                     |       | 画策定                |
|           |                  |       |                              |       | 審議会等への女性委員の登       |
|           |                  |       |                              |       | 用目標率30%            |
|           |                  |       |                              | 4月    | 北海道立女性相談援助セン       |
|           |                  |       |                              |       | ターで配偶者暴力相談支援       |
|           |                  |       |                              |       | センターの業務を開始         |
|           |                  |       |                              | 9月    | 男女平等参画推進室及び各       |
|           |                  |       |                              |       | 支庁で配偶者暴力相談支援       |
|           |                  |       |                              |       | センターの業務の一部を開       |
|           |                  |       |                              |       | 始                  |
|           |                  |       |                              | 11月   | 「男女共同参画フォーラムin     |
|           |                  |       |                              |       | 北海道」開催             |
|           |                  |       |                              |       |                    |
|           |                  |       |                              |       |                    |
|           |                  |       |                              |       |                    |
|           |                  |       |                              |       |                    |
|           |                  |       |                              |       |                    |

|         | 国際社会の動き         |       | 国内の動き                       |      | 道内の動き                     |
|---------|-----------------|-------|-----------------------------|------|---------------------------|
| 平成15    |                 | 6月    | 男女共同参画推進本部決定                | 1月   | 「男女平等参画に関する意識             |
| (2003年) |                 |       | 「女性のチャレンジ支援策の推進             |      | 調査」発行                     |
|         |                 |       | について」                       | 6月   | 北海道男女平等参画審議会              |
|         |                 | 7月    | 男女共同参画社会の将来像検               |      | 「男女平等参画の状況に関す             |
|         |                 |       | 討会開催                        |      | る指標の設定について」建議             |
|         |                 | 7月    | 第4回、5回女子差別撤廃条               | 12月  | 北海道男女平等参画推進本              |
|         |                 |       | 約実施状況報告審議                   |      | 部「男女平等参画に関する指             |
|         |                 | 7月    | 次世代育成支援対策推進法成               |      | 標及び参考項目」決定                |
|         |                 |       | <u>T</u> .                  |      |                           |
| 平成16    |                 | 4月    | 男女共同参画推進本部決定                | 2月   | 「男女平等参画の視点からの             |
| (2004年) |                 |       | 「女性国家公務員の採用・登               |      | 公的広報の手引き」発行               |
|         |                 |       | 用の拡大等について」                  | 3月   | 「データでみる男女平等参画             |
|         |                 | 6月    | 配偶者暴力防止法改正(12月              |      | 2004」発行                   |
|         |                 |       | 施行)                         | 6月   | 「北海道男女平等参画チャレ             |
|         |                 |       | 同法に基づく基本方針の策定               |      | ンジ賞」創設                    |
| 平成17    | 2月 第49回国連婦人の地位委 |       | 改正育児・介護休業法施行                |      |                           |
| (2005年) | 員会(国連「北京+10」世   | 7月    | 男女共同参画会議「男女共同               |      |                           |
|         | 界閣僚級会合)(於ニューヨー  |       | 参画基本計画改定に当たって               |      |                           |
|         | ク)開催            |       | の基本的な考え方」答申                 |      |                           |
|         |                 | 12月   | 男女共同参画基本計画(第2               |      |                           |
|         |                 |       | 次)策定                        |      |                           |
|         |                 |       | 女性の再チャレンジ支援プラン決定            |      |                           |
| 平成18    |                 | 4月    | 男女共同参画推進本部決定                | 3月   | 北海道配偶者暴力防止及び              |
| (2006年) |                 |       | 「国の審議会等における女性               |      | 被害者保護・支援に関する              |
|         |                 | _     | 委員の登用の促進について」               | _    | 基本計画策定                    |
|         |                 | 5月    | 男女共同参画会議「少子化と               | 4月   | 男女平等参画推進室を生活              |
|         |                 |       | 男女共同参画に関する提案ー               |      | 局参事に改組                    |
|         |                 |       | 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・           | 4月   | 道立女性プラザの管理に指              |
|         |                 |       | バランス)を可能とする働き方の<br>見直しについて」 |      | 定管理者制度導入(指定管理者=財団法人北海道女性協 |
|         |                 | 6月    | 男女雇用機会均等法改正                 |      | 会)                        |
|         |                 |       |                             | 11月  | 「男女共同参画フォーラムin            |
|         |                 |       | 東アジア男女共同参画大臣会               | 11/1 | 北海道」開催                    |
|         |                 | 0 / 1 | 合開催                         |      | Holley Ze J Mi JE         |
|         |                 | 12月   | 女性の再チャレンジ支援プラン改定            |      |                           |
| 平成19    |                 |       | 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ           | 2月   | 「北海道男女平等参画基本              |
| (2007年) |                 | . •   | ・バランス)に関する専門調査会」            |      | 計画の改定について」諮問              |
|         |                 |       | 設置                          | 6月   | 「北海道男女平等参画基本              |
|         |                 | 4月    | 改正男女雇用機会均等法施行               |      | 計画の改定について」答申              |
|         |                 |       | パートタイム労働法改正                 |      |                           |
|         |                 |       | 配偶者暴力防止法改正                  |      |                           |
|         |                 |       | ワーク・ライフ・ハ゛ランス推進官民トップ゜       |      |                           |
|         |                 |       | 会議「仕事と生活の調和(ワーク             |      |                           |
|         |                 |       | ・ライフ・バランス)憲章」及び「仕           |      |                           |
|         |                 |       | 事と生活の調和推進のための               |      |                           |
|         |                 |       | 行動指針」策定                     |      |                           |
|         |                 |       |                             |      |                           |
|         |                 |       |                             |      |                           |
|         |                 |       |                             |      |                           |
|         |                 |       |                             |      |                           |

|              | 国際なりの科な                     |             | 国中の動き                          |      | 学中の科は                                   |
|--------------|-----------------------------|-------------|--------------------------------|------|---|
| 平成20         | 国際社会の動き                     | 1日          | 国内の動き<br>改正配偶者暴力防止法施行          | 9 日  | 道内の動き<br>第2次北海道男女平等参画                   |
| (2008年)      |                             | 1万          | 同法に基づく基本方針の改定                  | 3月   | 基本計画策定                                  |
| (20004)      |                             | 4 🛭         |                                |      | <b>左</b> 平 前 回 水 足                      |
|              |                             |             | 改正パートタイム労働法施行                  |      |   |
|              |                             | 12月         | 次世代育成支援対策推進法改工                 |      |   |
| Ti-1201      |                             | 4 🗆         | 正                              | 0 11 | ** • ** *** ** ** * * * * * * * * * * * |
| 平成21         |                             | 4月          | 改正次世代育成支援対策推進                  | 3月   | 第2次北海道配偶者暴力防                            |
| (2009年)      |                             | 0 11        | 法施行                            |      | 止及び被害者保護・支援に                            |
| Tt. Noo      |                             |             | 育児・介護休業法改正                     |      | 関する基本計画策定                               |
| 平成22         | 3月 国連婦人の地位委員会               |             | 改正育児・介護休業法施行                   | 4月   | 生活局参事をくらし安全局                            |
| (2010年)      | (「北京+15」記念会合)               | 6月          | 「仕事と生活の調和(ワーク                  |      | くらし安全推進課に改組                             |
|              | (於ニューヨーク)開催                 |             | ・ライフ・バランス)」の新                  |      |   |
|              |                             |             | 合意                             |      |   |
|              |                             | 12月         | 男女共同参画基本計画(第3                  |      |   |
| Ti-bo-       | 4 II 17 1 27 THE 1 1 II     |             | 次)策定                           |      |   |
| 平成23         | 1月 ジェンダー平等と女性の              |             |                                |      |   |
| (2011年)      | エンパワーメントのため                 |             |                                |      |   |
|              | の国際機関(UN Wo                 |             |                                |      |   |
| T. No.       | men)発足                      | 0 11        |                                |      |   |
| 平成24         |                             | 6月          | 『「女性の活躍促進による経                  | 4月   |   |
| (2012年)      | 員会「自然災害における                 |             | 済活性化」行動計画』策定                   |      | 活課に改組                                   |
|              | ジェンダー平等と女性の                 |             |                                |      |   |
|              | エンパワーメント」決議                 |             |                                |      |   |
| Tt. No.      | 案採択                         | <b>5</b> 11 |                                |      |   |
| 平成25         |                             | 7月          | 配偶者暴力防止法改正                     |      |   |
| (2013年)      | 0日 然四回回去担上の地上子              | 4 🗆         | 水 III. (小太子士拉·1) 炫·#/ #/ #/ #/ | 7 0  | 然 o 火北海光町 田 北 目 玉 叶                     |
| 平成26         |                             |             | 次世代育成支援対策推進法改工                 | 7月   | 第3次北海道配偶者暴力防                            |
| (2014年)      | 員会「自然災害における                 |             | 正                              |      | 止及び被害者保護等・支援                            |
|              |                             | 4月          | パートタイム労働法改正                    |      | に関する基本計画策定                              |
|              | エンパワーメン」ト決議                 |             |                                |      |   |
| ₩ # # 97     | 案採択<br>3月 国連婦人の地位委員会        | ο П         | 「大州の職業生活における活                  | с 日  |   |
| 平成27 (2015年) | 3月 国連婦人の地位安貞云 (「北京+20」記念会合) | 0月          | 躍の推進に関する法律」成立                  | 0月   | 退民生活味に女性又接至を設置                          |
| (2010   )    | (於=ューヨーク) 開催                |             | •一部施行                          |      | 以色                                      |
|              | (2) (2) (2) (2)             | 12月         | 男女共同参画会議「第4次男                  |      |   |
|              |                             |             | 女共同参画基本計画策定にあ                  |      |   |
|              |                             |             | たっての基本的な考え方」答                  |      |   |
|              |                             |             | 申                              |      |   |
|              |                             | 12月         | 男女共同参画基本計画(第4                  |      |   |
|              |                             |             | 次)策定                           |      |   |
| 平成28         |                             | 3月          | 男女雇用機会均等法改正                    | 3月   | 北海道女性活躍推進計画策                            |
| (2016年)      |                             | 3月          | 育児・介護休業法改正                     |      | 定                                       |
|              |                             | 4月          | 「女性の職業生活における活                  |      |   |
|              |                             |             | 躍の推進に関する法律」完全                  |      |   |
|              |                             |             | 施行                             |      |   |
| 平成29         |                             | 1月          | 改正男女雇用機会均等法施行                  |      |   |
| (2017年)      |                             | 1月          | 改正育児・介護休業法施行                   |      |   |
| 平成30         |                             |             |                                | 3月   | 第3次北海道男女平等参画                            |
| (2018年)      |                             |             |                                |      | 基本計画策定                                  |
|              |                             |             |                                |      |   |

#### 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

前文

第一章 総則 (第一条—第十二条)

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策 (第十三条—第二十条)

第三章 男女共同参画会議(第二十一条—第二十八条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の 実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本 理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かっ て国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の 形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するた め、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある 社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共 同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、近 に国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにす るとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関 する施策の基本となる事項を定めることにより、 男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推 進することを目的とする。

(定義)

- 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対 等な構成員として、自らの意思によって社 会の あらゆる分野における活動に参画する機会が確保

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会におけるおまて及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第大条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の青務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっと り、男女共同参画社会の形成に寄与するように努 めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策を実施するため必要な法制上又は財 政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

- 第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。
- 2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画 社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女 共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らか にした文書を作成し、これを国会に提出しなけれ ばならない。

#### 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進 に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本 的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。) を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会 の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的 に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計 画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更 について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

- 第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 都道府県の区域において総合的かつ長期的に 講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の大綱
  - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域に おける男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要 な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県 男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域 における男女共同参画社会の形成の促進に関する 施策についての基本的な計画(以下「市町村男女 共同参画計画」という。)を定めるように努めな ければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画 計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変 更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ ならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう 適切な措置を講じなければならない。 (苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女 共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研 究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関す る施策の策定に必要な調査研究を推進するように 努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同 参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団 体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う 活動を支援するため、情報の提供その他の必要な 措置を講ずるように努めるものとする。

#### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

- 第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
  - 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は 関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の 形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政 策及び重要事項を調査審議すること。
  - 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、 必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び 関係各大臣に対し、意見を述べること。
  - 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べるこ

ہ ع

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内を もって組織する。

(議長)

第二十四条議長は、内閣官房長官をもって充てる。2 議長は、会務を総理する。

(議員)

- 第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内 閣総理大臣が指定する者
  - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を 有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する 者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員 の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

- 第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

- 第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するため に必要があると認めるときは、関係行政機関の長 に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料 の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求 めることができる。
- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律 第七号)は、廃止する。 (経過措置)

- 第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。) 第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条 第一項の規定により任命された男女共同参画審議 会の委員である者は、この法律の施行の日に、第 二十三条第一項の規定により、審議会の委員とし て任命されたものとみなす。この場合において、 その任命されたものとみなされる者の任期は、同 条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審 議会設置法第四条第二項の規定により任命された 男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期 間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条 第一項の規定により定められた男女共同参画審議 会の会長である者又は同条第三項の規定により指 名された委員である者は、それぞれ、この法律の 施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議 会の会長として定められ、又は同条第三項の規定 により審議会の会長の職務を代理する委員として 指名されたものとみなす。
- **附 則** (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律 (平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成十三年一月六日)

- 略
- 二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

- 第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。
  - 一から十まで 略
  - 十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

- 第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。
- **附 則** (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、 平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の 各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施 行する。

(以下略)

#### 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年法律第64号)

第一章 総則(第一条—第四条)

第二章 基本方針等 (第五条・第六条)

第三章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針(第七条)

第2節 一般事業主行動計画 (第八条—第十四条)

第3節 特定事業主行動計画 (第十五条)

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (第十六条・第十七条)

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (第十八条—第二十五条)

第五章 雑則 (第二十六条—第二十八条)

第六章 罰則 (第二十九条—第三十四条)

附則

#### 第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職 業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性 と能力を十分に発揮して職業生活において活躍す ること(以下「女性の職業生活における活躍」と いう。)が一層重要となっていることに鑑み、男 女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八 号) の基本理念にのっとり、女性の職業生活にお ける活躍の推進について、その基本原則を定め、 並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明ら かにするとともに、基本方針及び事業主の行動計 画の策定、女性の職業生活における活躍を推進す るための支援措置等について定めることにより、 女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に 推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急 速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その 他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力 ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

- 第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、は営もうとする女性に対す更その他の職業生活に対する機会の積極的な提供及び活用を通いてよる協力なりによる固定的な役割分担等を反映における慣行が女性の職業生活における間できるようにすることを旨として、行われなければならない。
- 2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護そ

の他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する 事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と 社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を 円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活 と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能と ることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則(次条及び第五条第一項において「基本原則」という。)にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

#### (事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用 し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職 業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労 働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用 環境の整備その他の女性の職業生活における活躍 の推進に関する取組を自ら実施するよう努めると ともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職 業生活における活躍の推進に関する施策に協力し なければならない。

#### 第二章 基本方針等

(基本方針)

- 第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業 生活における活躍の推進に関する施策を総合的か つ一体的に実施するため、女性の職業生活におけ る活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」 という。)を定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項を定める ものとする。
  - 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
  - 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における 活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する 施策に関する次に掲げる事項
    - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
    - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために 必要な環境の整備に関する事項
    - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進 に関する施策に関する重要事項
  - 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議 の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定 があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しな ければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用 する。

(都道府県推進計画等)

- 第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都 道府県の区域内における女性の職業生活における 活躍の推進に関する施策についての計画(以下こ の条において「都道府県推進計画」という。)を 定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は 市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣 は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進 に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべき ものを定めるものとする。
  - ー 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に 関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、 事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したと きは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

- 第八条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、常時雇用する労働者の数が三〇〇人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

の割合その他の数値を用いて定量的に定めなけれ ばならない。

- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三〇〇人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

#### (基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の 規定による届出をした一般事業主からの申請に基 づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該 事業主について、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況 が優良なものであることその他の厚生労働省令で 定める基準に適合するものである旨の認定を行う ことができる。

#### (認定一般事業主の表示等)

- 第十条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び 第二十条第一項において「認定一般事業主」とい う。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商 品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは 通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項に おいて「商品等」という。)に厚生労働大臣の定 める表示を付することができる。
- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

#### (認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の 各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定 を取り消すことができる。

- ー 第九条に規定する基準に適合しなくなったと 認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反し たとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

#### (委託募集の特例等)

- 第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主 (一般事業主であって、常時雇用するの労働を関係を受けるのものをいう。以下のものをいるのでは、当該承認において同じ。)が、当該承認において同じ。)が、当該承認においての職業生活における取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に関する取組の実施に対しる場合においる場合においては、当該の規定は、当該の規定は、第三十六条第一項及び第三項の規定は、第三十六条第一項及び第三項の規定は、適用しない。
- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に 規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、 同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集 に従事しようとするときは、厚生労働省令で定め るところにより、募集時期、募集人員、募集地域 その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省 令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければ ならない。

それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の 三の規定の適用については、同法第三十六条第二 項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者を 田者以外の者に与えようとする」と、同法第 田者以外の者に与えようとする」と、 日本の三中「第三十九条に規定する。 に関する法律(平成二十七年法律第六十四号の まに従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、 第二項の相談及び援助の実施状況について報告を 求めることができる。
- 第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

#### 第三節 特定事業主行動計画

- 第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長 又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特 定事業主」という。)は、政令で定めるところに より、事業主行動計画策定指針に即して、特定事 業主行動計画(特定事業主が実施する女性の職業 生活における活躍の推進に関する取組に関する計 画をいう。以下この条において同じ。)を定めな ければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する

取組の実施により達成しようとする目標

- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又 は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけ ればならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業 主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しな ければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取 組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定 められた目標を達成するよう努めなければならな い。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

- (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、 厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を 営み、又は営もうとする女性の職業選択に資する よう、その事業における女性の職業生活における 活躍に関する情報を定期的に公表しなければなら ない。
- 2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、 又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、 その事業における女性の職業生活における活躍に 関する情報を定期的に公表するよう努めなければ ならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表) 第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところ により、職業生活を営み、又は営もうとする女性 の職業選択に資するよう、その事務及び事業にお ける女性の職業生活における活躍に関する情報を 定期的に公表しなければならない。

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進する ための支援措置

(職業指導等の措置等)

- 第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者 又は当該事務に従事していた者は、正 当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を 漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

- 第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役意に関し、予算の適正な使用に留意に関する状況又は女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。
- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般 事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策 を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の 推進に関する取組に資するよう、国内外における 女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組 に関する情報の収集、整理及び提供を行うものと する。

(協議会)

- 第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する以下の機関である活躍の推進に関する以下で表で、実において「関係機関」という。)は、び第一項の規定により国が講ずる措置の規定により地方公共団体が講でる措置の規定により地方公共団体が講でる活躍の推進における活用な情報を活用することにより、当該の関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。
- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
  - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
  - 二 学識経験者
  - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員(以下 この項において「関係機関等」という。)が相互 の連絡を図ることにより、女性の職業生活におけ る活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等 の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応 じた女性の職業生活における活躍の推進に関する 取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体 は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公 表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の 組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定め る。

#### 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関 し必要があると認めるときは、第八条第一項に規 定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助 言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 第十二条第五項において準用する職業 安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止 の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、 一年以下の懲役又は一〇〇万円以下の罰金に処す る。
- 第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五〇万円以下の罰金に処する。
  - ー 第十八条第四項の規定に違反した者
  - 二 第二十四条の規定に違反した者
- 第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、 六月以下の懲役又は三〇万円以下の罰金に処する。
  - 第十二条第四項の規定による届出をしないで、 労働者の募集に従事した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法 第三十七条第二項の規定による指示に従わなか った者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法 第三十九条又は第四十条の規定に違反した者
- 第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、 三〇万円以下の罰金に処する。
  - 一 第十二条第二項の規定に違反した者
  - 二 第十二条第五項において準用する職業安定法 第五十条第一項の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者
  - 三 第十二条第五項において準用する職業安定法 第五十条第二項の規定による立入り若しくは検 査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に 対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした 者
  - 四 第十二第五項において準用する職業安定法第

五十一条第一項の規定に違反して秘密を洩らした者

- 第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。
- 第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、 又は虚偽の報告をした者は、二〇万円以下の過料 に処する。

附 則 (抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

- 第2条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限 り、その効力を失う。
- 2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に 従事していた者の当該事務に関して知り得 た秘 密については、同条第四項の規定(同項に係る罰 則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項 に規定する日後も、なおその効力を有する。
- 3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関 して知り得た秘密については、第二十四条の規定 (同条に係る罰則を含む。) は、第一項の規定に かかわらず、同項に規定する日後も、なおその効 力を有する。
- 4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適 用については、この法律は、第一項の規定にかか わらず、同項に規定する日後も、なおその効力を 有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもの のほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、 政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法 (昭和四十三年法律第八 十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加え る。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推 進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号) の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年|女性の職業生活における活躍 三月三十一日 の推進に関する基本方針(女 性の職業生活における活躍の 推進に関する法律(平成二十 七年法律第六十四号) 第五条 第一項に規定するものをい う。)の策定及び推進に関す ること。

附則 (平成二十九年三月三十一日法律第十四号) (施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
- 第一条中雇用保険法第六十四条の次に1条を加 える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日
- 四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十 八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第 二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二 第一項の改正規定並びに同条第三項の改定規定 (「一〇〇分の五〇を」を「一〇〇分の八〇を」 に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七 条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六 項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条 から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条 中国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百 八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則 第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八 条 (次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第 十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律 (昭和四十六年法律第六十八号) 第三十八条第三 項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九 項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設 労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一 年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第 八項二項、第三十二条の十一から第三十二条の十 五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条 の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一 項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二条、 第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の

規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を 除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる 規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為 に対する罰則の適用については、なお従前の例に よる。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この 法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め る。

#### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成13年4月13日法律第31号)

前文

第一章 総則 (第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等 (第二条の二・第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等 (第三条—第五条)

第三章 被害者の保護 (第六条--第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二条)

第五章 雑則 (第二十三条—第二十八条)

第五章の二 補則 (第二十八条の二)

第六章 罰則 (第二十九条・第三十条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

#### 第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する暴力を高速であって生命又は身体に危害を及ぼすすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心事を及ぼす言動(以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」とと終れする。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者から

の暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出を していないが事実上婚姻関係と同様の事情にある 者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていな いが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、 事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むも のとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を 防止するとともに、被害者の自立を支援すること を含め、その適切な保護を図る責務を有する。

#### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

- 第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務 大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五 項において「主務大臣」という。)は、配偶者か らの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に 関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一 項及び第三項において「基本方針」という。)を 定めなければならない。
- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、 次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の 市町村基本計画の指針となるべきものを定めるも のとする。
  - 一配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な事項
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更 しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関 の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更 したときは、遅滞なく、これを公表しなければな らない。

(都道府県基本計画等)

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該 都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被 害者の保護のための施策の実施に関する基本的な 計画(以下この条において「都道府県基本計画」 という。)を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本的な方針
  - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護の ための施策の実施内容に関する事項
  - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の 保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本 方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、 当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護のための施策の実施に関する基本的 な計画(以下この条において「市町村基本計画」 という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は 市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅 滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために 必要な助言その他の援助を行うよう努めなければ ならない。

#### 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人 相談所その他の適切な施設において、当該各施設 が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果 たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる 業務を行うものとする。
  - 一被害者に関する各般の問題について、相談に 応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う 機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学 的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行 うこと。
  - 三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合に

- あっては、被害者及びその同伴する家族。次号、 第六号、第五条及び第八条の三において同じ。) の緊急時における安全の確保及び一時保護を行 うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整 その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら 行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者 に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力 の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う 民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要 な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者 の保護を行うことができる。

#### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

- 第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示 罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、 前二項の規定により通報することを妨げるものと 解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに 当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾 病にかかったと認められる者を発見したときは、 その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の 利用について、その有する情報を提供するよう努

めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

#### (警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号) その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (警察本部長等の援助)

#### (福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

#### (被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関 その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に 連携を図りながら協力するよう努めるものとする。 (苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

#### 第四章 保護命令

(保護命令)

- 第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又 は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に 対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以 下この章において同じ。) を受けた者に限る。以 下この章において同じ。)が、配偶者からの身体 に対する暴力を受けた者である場合にあっては配 偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者から の身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚 をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者から引き続き受ける身 体に対する暴力。第十二条第一項第二号において 同じ。) により、配偶者からの生命等に対する脅 迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受 ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対 する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又は その婚姻が取り消された場合にあっては、当該配 偶者であった者から引き続き受ける身体に対する 暴力。同号において同じ。)により、その生命又 は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいとき は、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命 又は身体に危害が加えられることを防止するため、 当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は 生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚 をし、又はその婚姻が取り消された場合にあって は、当該配偶者であった者。以下この条、同項第 三号及び第四号並びに第十八条第一項において同 じ。) に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるも のとする。ただし、第二号に掲げる事項について は、申立ての時において被害者及び当該配偶者が 生活の本拠を共にする場合に限る。
  - 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
  - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、 被害者と共に生活の本拠としている住居から退 去すること及び当該住居の付近をはいかいして はならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号 の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判 所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体

に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
- 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から 午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミ リ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信 すること。
- 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り 得る状態に置くこと。
- 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しく はその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥 心を害する文書、図画その他の物を送付し、若 しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者が その成年に達しない子(以下この項及び次項並び に第十二条第一項第三号において単に「子」とい う。)と同居しているときであって、配偶者が幼 年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行ってい ることその他の事情があることから被害者がその 同居している子に関して配偶者と面会することを 余儀なくされることを防止するため必要があると 認めるときは、第一項第一号の規定による命令を 発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立 てにより、その生命又は身体に危害が加えられる ことを防止するため、当該配偶者に対し、命令の 効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効 力が生じた日から起算して六月を経過する日まで の間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本 拠としている住居を除く。以下この項において同 じ。)、就学する学校その他の場所において当該子 の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学す る学校その他その通常所在する場所の付近をはい かいしてはならないことを命ずるものとする。た だし、当該子が十五歳以上であるときは、その同 意がある場合に限る。
- 4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が 被害者の親族その他被害者と社会生活において密 接な関係を有する者(被害者と同居している子及 び配偶者と同居している者を除く。以下この項及

び次項並びに第十二条第一項第四号において「親 族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野 又は乱暴な言動を行っていることその他の事情が あることから被害者がその親族等に関して配偶者 と面会することを余儀なくされることを防止する ため必要があると認めるときは、第一項第一号の 規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所 は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に 危害が加えられることを防止するため、当該配偶 者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規 定による命令の効力が生じた日から起算して六月 を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該 配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。 以下この項において同じ。) その他の場所におい て当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族 等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の 付近をはいかいしてはならないことを命ずるもの とする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の十五歳 未満の子を除く。以下この項において同じ。)の 同意(当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後 見人である場合にあっては、その法定代理人の同 意)がある場合に限り、することができる。

#### (管轄裁判所)

- 第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに 係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がな いとき又は住所が知れないときは居所)の所在地 を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の 各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもするこ とができる。
  - ー 申立人の住所又は居所の所在地
  - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する 暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

#### (保護命令の申立て)

- 第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
  - 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に 対する脅迫を受けた状況
  - 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情
  - 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事

恄

- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情
- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項
  - イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該 警察職員の所属官署の名称
  - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日 時及び場所
  - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
  - 二 相談又は申立人の求めに対して執られた措 置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項 第五号イから二までに掲げる事項の記載がない場 合には、申立書には、同項第一号から第四号まで に掲げる事項についての申立人の供述を記載した 書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号) 第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付 しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件 については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

- 第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち 会うことができる審尋の期日を経なければ、これ を発することができない。ただし、その期日を経 ることにより保護命令の申立ての目的を達するこ とができない事情があるときは、この限りでない。
- 2 申立書に第十二条第一項第五号イから二までに 掲げる事項の記載がある場合には、裁判所属官署 該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署 の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保 護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措 置の内容を記載した書面の提出を求めるものとす る。この場合において、当該配偶者暴力相談支援 センター又は当該所属官署の長は、これに速やか に応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理

由を付さなければならない。

ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、 理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は 相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日に おける言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速 やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居 所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通 知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

- 第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同 条第二項から第四項までの規定による命令が発せ られているときは、裁判所は、当該命令の効力の 停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申 し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による 命令を取り消す場合において、同条第二項から第 四項までの規定による命令が発せられているとき は、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなけれ ばならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護 命令について、第三項若しくは第四項の規定によ りその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所が

これを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合 並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合に ついて準用する。

(保護命令の取消し)

- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令を発した裁判所は、当該保護の令を発した裁判所はたないの令を出したないでの令を取り第二項のの令をでは、第二のの令をでは、第二のの令をでは、第二のの令がにあるが、は、当該のでは、第二ののののでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、は、当該のでは、当該のでは、当該がない。とを確認したといる。
- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規 定による命令を発した裁判所が前項の規定により 当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二 項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

- 第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が 発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理 由となった身体に対する暴力又は生命等に対する 脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による 命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、 配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居 しようとする被害者がその責めに帰することので きない事由により当該発せられた命令の効力が生 ずる日から起算して二月を経過する日までに当該 住居からの転居を完了することができないことそ の他の同号の規定による命令を再度発する必要が あると認めるべき事情があるときに限り、当該命 令を発するものとする。ただし、当該命令を発す ることにより当該配偶者の生活に特に著しい支障 を生ずると認めるときは、当該命令を発しないこ とができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる

事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付とは事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局 の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人が その職務を行うことができない場合には、法務大 臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支 局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十 八条第二項の規定により読み替えて適用する場合 を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第百九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

#### 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、 捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行う に当たり、被害者の心身の状況、その置かれてい る環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等 を問わずその人権を尊重するとともに、その安全 の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければ ならない。
- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被 害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する 理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うも のとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの

暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害 者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健 康を回復させるための方法等に関する調査研究の 推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資 質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの 暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を 行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努 めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

- 第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を 支弁しなければならない。
  - 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談 所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生 労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行 う場合を含む。)に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する 婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなけ ればならない。

(国の負担及び補助)

- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都 道府県が前条第一項の規定により支弁した費用の うち、同項第一号及び第二号に掲げるものについ ては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
  - 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した 費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

#### 第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章ま

での規定は、生活の本拠を共にする突際(婚姻での規定は、生活の本拠を共にする共同生活を営んでの暴力を除く。)をする関係にある相手からの身体にある相手からの身体にある相手からの身体にある場所にある場所である。とあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定するとあるのは「第二十八条の二に規定する関係の表した。とする。

|        | ı     |            |
|--------|-------|------------|
| 第二条    | 被害者   | 被害者(第二十八   |
|        |       | 条の二に 規定する  |
|        |       | 関 係にある相手 か |
|        |       | らの暴力を 受けた  |
|        |       | 者をい う。以下同  |
|        |       | じ。)        |
| 第六条第一  | 配偶者又は | 同条に規定する関係  |
| 項      | 配偶者であ | にある相手又は同条  |
|        | った者   | に規定する関係にあ  |
|        |       | る相手であった者   |
| 第十条第一  | 配偶者   | 第二十八条の二に規  |
| 項から第四  |       | 定する関係にある相  |
| 項まで、第  |       | 手          |
| 十一条第二  |       |            |
| 項第二号第  |       |            |
| 十二条第一  |       |            |
| 項第一号か  |       |            |
| ら第四号ま  |       |            |
| で及び第十  |       |            |
| 八条第一項  |       |            |
| 第十条第 一 | 離婚をし、 | 第二十八条の二に規  |
| 項      | 又はその婚 | 定する関係を解消し  |
|        | 姻が取り消 | た場合        |
|        | された場合 |            |

#### 第六章 罰則

- 第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 第三十条 第十二条第一項 (第十八条第二項の規定 により読み替えて適用する場合を含む。) 又は第 二十八条の二において読み替えて準用する第十二

条第一項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

#### 附 則〔抄〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。ただし、第二章、第六 条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限 る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援セン ターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十 八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十六年法律第六十四号〕

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

- 第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。) 第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。
- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対

する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後 三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、 検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置 が講ぜられるものとする。

附 則〔平成十九年法律第百十三号〕〔抄〕 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を 経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則〔平成二十五年法律第百七十二号〕〔抄〕 (施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則〔平成二六年四月二三日法律第二八号〕〔抄〕

(施行期日)

- 第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該 各号に定める日から施行する。
  - 一 略
  - 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条 まで、第十二条及び第十五条から第十八条まで の規定 平成二十六年十月一日

### 北海道男女平等参画推進条例

(平成13年3月30日条例第6号)

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

第1節 基本計画(第8条)

第2節 男女平等参画の推進に関する基本的施策 (第9条--第17条)

第3節 道民等からの申出 (第18条)

第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員 (第19条—第22条)

第4章 北海道男女平等参画審議会 (第23条—第31条)

附則

#### 前文

個人の尊重と法の下の平等がうたわれている日本 国憲法の下で、我が国における男女平等の実現に向 けた取組は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤 廃に関する条約を軸とした国際的な取組と連動して、 法制度を整備することにより進められてきた。

しかしながら、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメントなどの人権侵害、表面上は異なる扱いをしていないが結果として一方の性に差別的な効果をもたらすいわゆる間接差別を含めた男女の差別的な取扱い及び社会慣習の上での性別による役割分担意識の問題が社会のあらゆる分野において依然として存在している。

こうした男女平等が完全に実現しているとはいえない状況において、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現は、緊要な課題である。

このため、私たちは、男女共同参画社会基本法が 男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決 定する最重要課題と位置付けていることを踏まえな がら、都市と広大な農山漁村地域が混在する北海道 の地域性に配慮しつつ、職場、学校、地域、家庭そ の他の社会のあらゆる分野において、男女平等参画 の推進を図っていくことが必要である。

このような考え方に立って、男女平等参画の推進に積極的に取り組むことにより、男女が平等に社会のあらゆる分野における活動に参画して共に責任を担うとともに政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができる男女平等参画社会を実現するため、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女平等参画の推進に関し、 基本理念を定め、並びに道、道民及び事業者の責 務を明らかにするとともに、道の基本的施策について必要な事項を定めることにより、男女平等参画の推進に関する施策 (積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的かつ計画的に推進し、もって男女平等参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語 の意義は、当該各号に定めるところによる。
  - (1) 男女平等参画 男女が、その人権を尊重され、社会の対等な構成員として、社会的文化的に形成された性別にとらわれず、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保されることにより、男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
  - (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
  - (3) セクシュアル・ハラスメント 他の者に対し、その意に反した性的な言動を行うことにより、当該者の就業等における環境を害して不快な思いをさせること又は性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えることをいう。

#### (基本理念)

第3条 男女平等参画の推進は、男女が共に1人の自立した個人として尊厳が重んぜられること、直接的にも間接的にも男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が共に社会的文化的に形成された性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

- 2 男女平等参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割択に 等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男と 平等参画を阻害する要因となるおそれがあることを考慮し、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。
- 3 男女平等参画の推進は、男女が、社会の対等な 構成員として、道における政策又は事業者におけ る方針の立案及び決定に平等に参画する機会が確 保されることを旨として、行わなければならない。
- 4 男女平等参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。
- 5 男女平等参画の推進が国際社会における取組と 密接な関係を有していることを考慮し、男女平等 参画の推進は、国際社会における取組を踏まえな がら行わなければならない。

#### (道の責務)

- 第4条 道は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女平等参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 道は、男女平等参画を推進するに当たっては、 国、都府県及び市町村との緊密な連携を図らなければならない。

#### (道民の責務)

第5条 道民は、職場、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、基本理念にのっと り、男女平等参画の推進に寄与するとともに、道 が実施する男女平等参画の推進に関する施策に協 力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たり、基本 理念にのっとり、男女平等参画の推進に自ら積極 的に取り組むとともに、道が実施する男女平等参 画の推進に関する施策に協力する責務を有する。

#### (性別による権利侵害の禁止)

- 第7条 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の 社会のあらゆる分野において、性別を理由として 直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはな らない。
- 2 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会

- のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラス メントを行ってはならない。
- 3 何人も、職場、学校、地域、家庭その他の社会 のあらゆる分野において、男女平等参画を阻害す る暴力的行為(精神的に著しく苦痛を与える行為 を含む。)を行ってはならない。

#### 第2章 男女平等参画の推進に関する基本的施策等

#### 第1節 基本計画

- 第8条 知事は、男女平等参画の推進に関する施策 の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女平等 参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計 画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるも のとする。
  - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女平等参画 の推進に関する施策の大綱
  - (2) 男女の人権の尊重に関する事項
  - (3) 男女平等参画の普及啓発に関する事項
  - (4) 道が設置する附属機関の委員等の男女の構 成割合に関する事項
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、男女平等参画 の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推 進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、道民の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、北海道男女平等参画審議会の意見を聴かなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、 これを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

#### 第2節 男女平等参画の推進に関する基本的 施策

(道が設置する附属機関等における男女平等参画の推進)

第9条 道は、その設置する附属機関等の委員等を 任命する場合には、積極的改善措置を講ずること により、できる限り男女の均衡を図るよう努める ものとする。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第10条 道は、男女平等参画に影響を及ぼすと認め られる施策を策定し、及び実施するに当たっては、 男女平等参画の推進に配慮しなければならない。

(道民等の理解を深めるための措置)

第11条 道は、情報提供、広報活動及びあらゆる教

育の機会を通じて、基本理念に関する道民及び事業者(以下「道民等」という。)の理解を深めるよう、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、適切な措置を講じなければならない。

(事業者への協力の依頼)

第12条 知事は、必要があると認める場合には、事業者に対し、雇用その他の事業活動における男女平等参画の実態を把握するための調査について、協力を求めることができる。

(調査研究)

第13条 道は、男女平等参画の推進に関する施策の 策定に必要な調査研究を推進するよう努めるもの とする。

(道民の活動等に対する支援)

- 第14条 道は、男女平等参画の推進に関し、道民等が行う活動及び市町村が実施する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 道は、道民及び民間の団体が行う男女平等参画 の推進に関する活動を支援するための拠点となる 施設を設置するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を 総合的かつ効果的に実施するため、必要な推進体 制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第16条 道は、男女平等参画の推進に関する施策を 推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう 努めるものとする。

(公表)

第17条 知事は、毎年、男女平等参画の推進状況及 び男女平等参画の推進に関して講じた施策の実施 状況について、公表しなければならない。

#### 第3節 道民等からの申出

- **第18条** 道民等は、男女平等参画を阻害すると認められるものがあるとき、又は男女平等参画に必要と認められるものがあるときは、知事に申し出ることができる。
- 2 知事は、前項の規定による申出を受けたときは、 関係機関と連携し、適切かつ迅速な措置を講ずる ものとする。

#### 第3章 北海道男女平等参画苦情処理委員

(設置)

- 第19条 知事は、道民等からの男女平等参画に関する申出について、次に掲げる事務を行わせるため、 北海道男女平等参画苦情処理委員(以下「苦情処理委員」という。)を置くものとする。
  - (1) 男女平等参画に係る道の施策についての苦情に関する申出に対し、助言をすること。
  - (2) 男女平等参画を阻害すると認められるものに関する申出に対し、助言をすること。
  - (3) 第1号の苦情に係る施策について、関係する道の機関に対し、意見を述べること。

(苦情等の申出)

第20条 道民等は、男女平等参画に係る道の施策についての苦情及び男女平等参画を阻害すると認められるものに関し、苦情処理委員に申し出ることができる。

(助言等)

- **第21条** 苦情処理委員は、前条の規定による申出が あったときは、申し出たものに対し、助言を行う ことができる。
- 2 苦情処理委員は、前項の申出が男女平等参画に 係る道の施策についての苦情であるときは、関係 する道の機関に対し、意見を述べることができる。

(知事への委任)

**第22条** この章に定めるもののほか、苦情処理委員 の事務に関し必要な事項は、知事が定める。

#### 第4章 北海道男女平等参画審議会

(設置)

第23条 男女平等参画の推進を図るため、知事の附 属機関として、北海道男女平等参画審議会(以下 「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

- 第24条 審議会の所掌事項は、次のとおりとする。
  - (1) 知事の諮問に応じ、男女平等参画の推進に関する重要事項を調査審議すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、この条例の規定 によりその権限に属させられた事務
- 2 審議会は、男女平等参画の推進に関し必要と認める事項を知事に建議することができる。

(組織)

- 第25条 審議会は、委員15人以内で組織する。
- 2 男女いずれの委員の数も委員の総数の10分の4 未満であってはならない。

(委員)

第26条 委員は、次に掲げる者のうちから、知事が

任命する。この場合において、第5号に掲 げる 者については、委員の総数の10分の4以内とする。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 男女平等参画に関係する団体の役職員
- (3) 事業者を代表する者
- (4) 市町村の職員又は市町村の連絡調整を図る 団体の役職員
- (5) 公募に応じた者
- 2 知事は、委員の任命に当たっては、特定の地域 に偏らないように配慮するものとする。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠 けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の 残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

#### 第27条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があると きは、その職務を代理する。

#### (会議)

第28条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなけれ ば、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、 可否同数のときは、会長の決するところによる。

#### (特別委員)

第29条 審議会は、特別の事項を調査審議させるた め必要があるときは、特別委員を置くことができ 1 この条例は、公布の日から施行する。(後略) る。

- 2 特別委員は、知事が任命する。
- 3 特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議 が終了したときは、解任されるものとする。

#### (専門部会)

- 第30条 審議会は、その定めるところにより、専門 部会を置くことができる。
- 2 専門部会に部会長を置き、会長が指名する委員 がこれに当たる。
- 3 専門部会に属すべき委員及び特別委員は、会長 が指名する。

#### (会長への委任)

第31条 この章に定めるもののほか、審議会の運営 に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定め る。

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 ただし、第4章の規定は平成13年7月1日から、 第3章の規定は同年10月1日から施行する。
- 一部改正〔平成21年条例15号〕
- 2 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を 経過するごとに、社会経済情勢の変化等を勘案し、 この条例の施行の状況等について検討を加え、そ の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

#### 追加〔平成21年条例15号〕

附 則(平成21年3月31日条例第15号抄) 〔北海道条例の整備に関する条例の附則〕

## 第3次北海道男女平等参画基本計画

平成30年3月

北海道環境生活部くらし安全局道民生活課女性支援室 = 7060-8588

北海道札幌市中央区北3条西6丁目

電 話 011-204-5217 (ダイヤルイン)

FAX 0 1 1 - 2 3 2 - 4 8 2 0

http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/dms/djb/index.htm